

「インターネット代金収納サービス（コンビニ決済）」利用規約

第1章 総則

本規約は、株式会社 ROBOT PAYMENT（以下、ROBOT PAYMENT という）と株式会社電算システム（以下、D S Kという）との間で 平成 19 年 10 月 29 日付で締結したインターネット代金収納サービス請負契約（以下、請負契約という）に基づき、D S Kが 提供する ROBOT PAYMENT 決済サービス利用によるコンビニ決済申込者（以下、販売者という）との「インターネット代金収納サービス」（以下、「代金収納サービス」という）に係わる一切の關係に適用します。

第1条（用語の定義）

利用規約（以下、「本規約」という）において、次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとする。

- （1） 代金収納サービス 販売者が展開しているインターネットをはじめとした、マルチメディア等を利用した電子商取引による顧客の商品等 の購入代金を、D S Kの契約するコンビニエンスストア各社の直営店または加盟店ならびに代金収納サービス担当 会社の契約するコンビニエンスストア各社（以下、代金収納サービス担当会社と合わせて「コンビニ本部」という） の直営店または加盟店（以下、合わせて一括していう場合は、「コンビニ店舗」という）にて代理受領する業務をいう。
- （2） 顧客 販売者より商品購入またはサービスの提供を受ける者をいう。
- （3） 商品等 販売者が顧客に対し販売する物品または提供するサービスのうち、販売者が ROBOT PAYMENT に届け出た物品または サービスをいう。ただし、販売者が ROBOT PAYMENT に対し物品またはサービスを届け出たとしても、D S K、コンビニ本部 およびコンビニ店舗は直接・間接を問わず、第6条に定める件外契約に一切関係しないものとする。

第2条（本規約の変更）

1. D S Kおよび ROBOT PAYMENT が本規約を変更する場合は、販売者に文書、その他の手段にて事前通知を行い、1 ヶ月間の 協議期間において異議のないときは変更同意したとみなす。
2. 本規約は、コンビニ本部が別に定める利用規約等に準拠しており、本規約への変更が必要な場合、D S Kおよび ROBOT PAYMENT は速やかに本規約の変更を行い、販売者に通知するものとする。

第3条（代金収納サービス申込みの成立）

代金収納サービスの申込みは、D S Kが ROBOT PAYMENT に手続き完了の通知を行った日をもって成立するものとする。ただし、特約がある場合はこの限りでない。

第4条（申込み手続き）

1. 販売者が代金収納サービスの利用を希望する場合には、本規約に同意のうえ、ROBOT PAYMENT が定めるインターネット代金 収納サービス利用申込書兼会社概要書（以下、「会社概要書」という）に申込み内容を記入し、ROBOT PAYMENT に提出することにより申し込むものとする。
2. 販売者が代金収納サービスの利用を希望する場合には、販売者の会社案内、登記簿謄本、および印鑑証明書等を ROBOT PAYMENT に提出するものとする。
3. ROBOT PAYMENT は、販売者からD S Kへの申込み手続きの事務代行を行うものとする。

第5条（変更の届出）

販売者は、次の各号の事項に変更が生じた場合には、速やかに ROBOT PAYMENT 所定の書式にて当該変更につき ROBOT PAYMENT に 提出するものとし、ROBOT PAYMENT は、D S Kに必要な変更手続きを行うものとする。

- （1）販売者の店舗名称、顧客に表示する連絡先等
- （2）販売者の住所または所在地
- （3）販売者の名称、取扱商品等
- （4）販売者の URL
- （5）前各号のほか、会社概要書等により販売者が ROBOT PAYMENT に届出した事項

第2章 代理受領サービス

第6条（顧客との契約）

1. 商品等の購入またはサービスの提供は、販売者と顧客との間の契約（以下「件外契約」という）関係であり、商品の 発送も含め、ROBOT PAYMENT、D S K、コンビニ本部およびコンビニ店舗は、直接・間接を問わず件外契約に 一切関係しないものとする。
2. 前項を具現化するために、件外契約がインターネットをはじめとしたマルチメディアを通じてなされることに伴い、 販売者は、顧客に対して以下の事項およびこれに付随する事項（以下これらを「件外契約条件」という）を販売者の インターネットホームページ上または他のマルチメディア上で明示することとし、これらから発生する、販売者の運営、 商品等の販売、顧客および第三者による商品等に関する紛争その他請求

等の事についてはすべて販売者の責任と費用負担において解決し、ROBOT PAYMENT、D S K、コンビニ本部およびコンビニ店舗には一切迷惑をかけないものとする。

(1) D S K、コンビニ本部およびコンビニ店舗を通じて、顧客の商品等購入代金の代理受領業務を行っていること

(2) 販売者の住所、商号または名称、ならびに代表者の氏名

(3) 顧客によるコンビニ店舗での申込みの取消と商品等の購入またはサービス提供の拒絶に関する条項

(4) 支払いは日本国内において、第8条に定める払込方法により行うこと

(5) 商品等の内容、引渡条件、価格、支払および申込みの取消条件その他取引条件

(6) 商品等についての問い合わせ窓口、連絡先ならびに電子メールアドレス

(7) 商品等に対するクレーム等の連絡先

(8) 商品等の返品、クーリングオフに必要とされる手続き

(9) 損害賠償責任の制限

3. 販売者は、顧客に対して、以下の件外契約条件を販売者のインターネットホームページ上または他のマルチメディアで明示することが望ましい。

(1) 顧客は、極力成人とすること、および、架空名義、匿名等本人以外の名義による申込みを禁止すること

(2) 件外契約成立の時期

(3) 顧客の個人情報の登録、利用

(4) 件外契約が附合契約のため随時変更があることの承認

第7条（苦情・照会等の対応）

1. D S KおよびROBOT PAYMENT は、代金収納サービスにあたり、顧客から苦情もしくは照会を受けた場合は、速やかに販売者の提出した会社概要書に記載されたD S KおよびROBOT PAYMENT に対する窓口担当者に報告する。販売者は、D S KおよびROBOT PAYMENT の報告に基づき、販売者の費用と責任において顧客と折衝を行うものとする。
2. 販売者は、コンビニ店舗における対応に関する苦情を顧客から受けた場合、D S KおよびROBOT PAYMENT の窓口担当者に連絡する。D S K、ROBOT PAYMENT および販売者は、すみやかなる苦情対応を行い、各々の責任範囲について早期解決に努めるものとする。

第8条（代金収納サービス）

1. D S Kは販売者に対し、以下の通り代金収納サービスを提供する。
 - (1) D S Kは、ROBOT PAYMENT 決済システムを利用して販売者から顧客に対して発行される、販売者名称、商品等の購入額、 および顧客名等が記載された払込票、または払込票番号、受付番号、企業コードと注文番号、オンライン決済番号等（以下、合わせて「払込案内等」という）に基づいてコンビニ店舗のPOSレジ等に表示される商品等の購入代金（消費税等を含み、以下同様）を販売者に代わって収納する業務をコンビニ本部の直営店において行うものとする。D S Kおよびコンビニ本部は加盟店に対して同業務の受託を推奨する。
 - (2) D S Kは、顧客がコンビニ店舗において払込案内等に基づき収納取扱いした料金収納データをROBOT PAYMENT を通じて 販売者に提供する。
 - (3) 前号により、D S KがROBOT PAYMENT を通じて販売者に提供するデータは、以下の通りとする。
 - ①顧客が商品等の購入代金をコンビニ店舗にて支払った後、販売者に代金受領を通知するためのデータ（以下「入金 速報データ」という、稀にコンビニ店舗での受付状態により、代金未受領でも通知される場合がある）
 - ②顧客が商品等の購入代金をコンビニ店舗にて支払った後、D S Kがコンビニ本部を通じて代金受領を確認したデータ（以下、「入金確定データ」という）
 - ③一旦は、入金速報データを通知したが、D S Kがコンビニ本部を通じて代金受領を確認できなかったデータ（以下、「入金速報取消データ」という）
 - (4) 入金速報データまたは入金確定データのいずれかに基づき顧客に商品を発送またはサービスを提供するかは、販売者 の責任において決定するものとし、D S KおよびROBOT PAYMENT は、この決定および商品発送・サービス提供に関し、その責を負わないものとする。
2. D S Kは、入金確定データに基づき所定の振込事務処理を行い、ROBOT PAYMENT の〇〇銀行〇〇支店口座へ商品等の購入代 金を振り込み精算する。D S Kの代金収納サービスは、ROBOT PAYMENT の銀行口座への振込をもって免責されるものとする。
3. ROBOT PAYMENT は、ROBOT PAYMENT 決済サービス契約申込書の支払いサイクルに従い、販売者に振り込むものとする。

第9条（ユーザID 等の管理）

1. D S Kは、販売者が管理者用ホームページまたは個別ソフトウェアを使用してデータを取得するためのユーザID および パスワードを設定し、販売者の代金収納サービス申込みの成立後、速やかにROBOT PAYMENT に通知する。
2. 販売者は、前項のユーザID およびパスワードを厳重に管理するものとし、データ取得

に関する業務を行う者等、知る必要のある最低限の自己の役員・従業員にのみ開示するものとする。

3. ROBOT PAYMENT および販売者は、万一第三者に販売者のユーザ ID およびパスワードが漏洩したことを知ったときは、ROBOT PAYMENT および販売者は、直ちに D S K に通知するものとする。D S K は通知を受けた後、速やかに当該ユーザ ID を無効とする。

第 10 条（対価の支払い）

代金収納サービスの対価は、ROBOT PAYMENT 決済サービス契約申込書のプランに定め通りとする。ROBOT PAYMENT 決済サービス契約申込書の支払いサイクルに従い、D S K および ROBOT PAYMENT が所定の手続きを行い対価を受領するものとする。

第 11 条（禁止事項）

販売者は、代金収納サービスの利用、ならびに商品等の提供において、次の各号の内容に該当する行為をしないものとする。

- （１） 訪問販売等に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
- （２） 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金またはタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
- （３） 詐欺行為
- （４） 代金収納サービスを、本規約に定める代金決済以外の目的に使用する行為、ならびに代金収納サービスの運営に支障を与える行為
- （５） 公序良俗に反する文書、画像等を送信または表示する行為
- （６） 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれに勧誘する行為
- （７） その他、法令に違反し、または他人に不利益を与える行為
- （８） コンビニ本部およびコンビニ店舗のイメージを低下させる販売行為または提供
- （９） 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為

第 3 章 損害賠償の制限

第12条（D S KおよびROBOT PAYMENT の責任）

1. 代金収納サービスに対するD S Kの責任は、販売者および顧客が支障なく代金収納サービスを利用できるよう、最善の 努力をもって代金収納サービスを運営することに限られるものとする。
2. 本条前項に定めるほか、D S KおよびROBOT PAYMENT は、販売者が代金収納サービスの利用または利用不能により被った 損害につき、一切責任を負わないものとする。
3. D S KおよびROBOT PAYMENT は、販売者に対し、販売者へのアクセス数、収益等に関して何ら保証するものではない。

第13条（損害賠償の制限）

1. D S KまたはROBOT PAYMENT が、請負契約に基づく債務を履行しないとき、もしくは請負契約の解除、即時解除のいずれかに 該当したことにより販売者に損害を与えた場合は、損害を与えた当事者は販売者に対し賠償責任を負うものとする。
2. ROBOT PAYMENT または販売者が、本規約に基づく債務を履行しないとき、もしくはROBOT PAYMENT 決済サービス契約の解除、 即時解除のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、損害を与えた当事者は相手方に対し、 賠償責任を負うものとする。
3. 前各項の場合において、D S KおよびROBOT PAYMENT が販売者に対して賠償する範囲は月額固定料金を上限とする。

第3章 その他**第14条（本規約に基づく権利譲渡の禁止）**

D S K、ROBOT PAYMENT および販売者は、本規約に関して取得した権利または義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供 してはならないものとする。

第15条（D S Kによるサービスの中断）

1. D S Kは、D S Kまたはコンビニ本部およびコンビニ店舗の設備の保守または工事上やむを得ないとき、または通信回 線の輻輳もしくは使用不能のときは、D S Kの判断により、代金収納サービスの提供を中断することができる。
2. 前項によるサービスの中断の場合は、D S Kは、あらかじめその旨をROBOT PAYMENT に通知する。なお、販売店にはROBOT PAYMENT が通知するものとする。ただし、緊急時その他やむを得ない場合は、この限りではない。

第16条（ROBOT PAYMENT による利用の一時休止）

1. ROBOT PAYMENT は、次に掲げる事由があるときは、サービスの提供を一時休止す

ることがある。

- (1) ROBOT PAYMENT の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
 - (2) ROBOT PAYMENT が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
 - (3) ROBOT PAYMENT が販売者の運営するサービスの障害発見時に、販売者の運営管理者と連絡が取れないとき。
 - (4) その他やむを得ない事由があるとき。
2. ROBOT PAYMENT は、サービスの提供を中止するときは、販売者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その7 日前までに、その旨並びに理由および期間を通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。
 3. 第一項の第3号によりサービスの提供を中止した場合は、残精算処理を保留とする。ROBOT PAYMENT が販売者との連絡が取れ次第、サービスの再開と共に、残精算処理も行うものとする。

第17条（利用の停止）

1. D S KまたはROBOT PAYMENT は、販売者が次の各号に該当するときは、サービスを停止することがある。
 - (1) 料金等本契約上の債務の支払を怠ったとき。
 - (2) 第11条の規定に違反したとき。
 - (3) 販売者が指定した金融機関等を使用することができなくなったとき。
2. D S KまたはROBOT PAYMENT は、前項の規定により、サービスの利用を停止するときは、販売者に対し、あらかじめその理由および期間を通知するものとする。

第18条（ROBOT PAYMENT の契約解除と販売者の期限の利益喪失）

1. ROBOT PAYMENT は、前条の規定によりサービスの提供を停止された販売者が、なおその違反状態を是正しない場合は、何等の催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
2. ROBOT PAYMENT は、販売者の次の各号における事由が生じたときは、前条の規定にかかわらず、何等の催告なく、サービスを停止するとともに、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 前条第1項各号の規定のいずれかに該当し、その事実がROBOT PAYMENT およびD S Kの業務に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行の申し立て若しくは抵当権等の担保権の実行を受け又は滞納処分を受けたとき。破産、再生手続き開始、会社更

生又は特別清算の申し立てがなされたとき。

- (3) 監督官庁から行政処分を受け、また営業を停止したとき。
 - (4) その振出、引受、保証にかかる手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止状態に至ったとき。
 - (5) 解散したとき。
 - (6) その他、販売者の破産、信用、支払能力に重大な変更が生じたとき。
 - (7) 本契約に違反したとき
 - (8) D S Kまたはコンビニ本部およびコンビニ店舗が販売者を加盟店として不適当と認めたとき。
 - (9) その他、D S KまたはROBOT PAYMENT が、本契約を維持しがたいと認める事由が生じたとき。
3. 販売者に前2項の事由が生じたときは、販売者がD S KおよびROBOT PAYMENT に対して負担する全ての債務つき期限の利益 を失い、直ちに金額の確定している債務の全額を、ROBOT PAYMENT の指定した方法で支払うこととする。なお、販売者が期限の利益を喪失した場合で、販売者の金額の確定していない債務をROBOT PAYMENT が負担している場合は、ROBOT PAYMENT が 相当と認める金額を、販売者は別途保証金（無利息）として預けるものとする。また、この保証金は、販売者がROBOT PAYMENT に負担するすべての債務に充当するものとする。

第19条（本契約の履行拒絶）

- 1. D S KおよびROBOT PAYMENT は、前条の要件・手続に従って、本契約を解除することなく、本契約に基づく販売者に対する 義務の全部又は一部の履行を拒否することができる。
- 2. 販売者は、前項によるD S KおよびROBOT PAYMENT の義務履行拒絶によって被った損害の賠償を、D S KおよびROBOT PAYMENT に対して請求することができないものとする。

第20条（秘密保持）

- 1. D S K、ROBOT PAYMENT および販売者は、相手方の書面による事前の承諾なくして、請負契約および本規約に関連して知り 得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の有用な秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨を明示するものとする。
- 2. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することの開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、 秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報

- (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - (6) 管轄官公庁もしくは法律の要求により開示された情報
3. 前項の第三者とは、D S KおよびROBOT PAYMENT および販売者の役員・従業員、各々が秘密保持契約を締結している協力会社、ならびに各々が指定し相手方が同意した者以外の者をいう。

第21条（購入記録の利用）

D S KおよびROBOT PAYMENT は、顧客による販売者の利用に関する情報を、顧客のプライバシーに配慮の上、管理・統計上の目的等において利用できるものとする。この場合、D S KおよびROBOT PAYMENT は、販売者の名称および販売者と特定できる表現で詳細な情報を開示することはしないものとする。

第22条（商標等）

1. 販売者は、D S KおよびROBOT PAYMENT の商号および商標等（各々の URL を含むがこれに限らない）を使用する場合は、事前に書面でD S KおよびROBOT PAYMENT の許諾を得るものとする。
2. D S KおよびROBOT PAYMENT は、販売者の商号および商標を、自己が発行する刊行物、会員向け冊子その他、D S Kおよび ROBOT PAYMENT が提供するサービスの案内の目的に限り、事前に書面で販売者の許諾を得た上で使用することができるものとする。

第23条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 販売者は、代表者、親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項の いずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。また、乙は、本項の表明保証事項が事実ではないと判明した場合、直ちにその旨を甲に通知するものとする。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを 助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力

し、もしくは 関与する者)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に 資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に 脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴 力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
2. 販売者が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると ROBOT PAYMENT が認めた場合、ROBOT PAYMENT は、直ちに本契約または当該加盟店との加盟店契約を解除できるものとし、かつ、その場合 ROBOT PAYMENT およびD S K に生じた損害を販売者が賠償するものとする。
3. 販売者が本条第 1 項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると ROBOT PAYMENT が認めた場合には、ROBOT PAYMENT は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、売上債権代金の全部または一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、ROBOT PAYMENT は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第 24 条（裁判管轄）

代金収納サービスおよび本規約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所もしくは岐阜地方裁判所をもって第一審の専属的 合意管轄裁判所とする。

第 25 条（準拠法）

請負契約および本規約に関する準拠法は日本法とする。 付 則 この規約は、平成 19 年 10 月 29 日より効力を発するものとする。